

景観育成推進事業について（平成21年度景観関連予算について）

（予算額：526万1千円）

県民共有のかけがえのない財産である本県の景観を長く後世に伝えるため、様々な主体が協働し、景観の保全や地域特性を活かした景観の創出につなげる取組を推進する。

1 景観育成支援事業

（予算額：100万5千円）

地域における自律的な景観育成を推進するため、景観育成活動のリーダー的人材を育成するほか、景観育成活動を行う団体や市町村等の求めに応じた専門家の派遣などを行う。

人材育成事業	情報交換などのための研修会等の開催（2回予定）
専門家派遣事業	景観デザイナーの派遣等（3団体への派遣を予定）

2 地域景観育成事業

（予算額：318万9千円）

地域に根ざした景観育成を推進するため、各地域景観協議会の運営や修景事業への助成など地域の景観育成の取組を支援する。

(1) 10地方事務所単位に設置された各協議会の運営経費等

(2) 景観育成住民協定の認定促進

住民が地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、それを守り育てるための住民協定の締結を促進する。

住民協定認定数（21.6.1現在）	44市町村（18市、15町、11村） 162件
-------------------	-------------------------

(3) 修景事業への助成（地域景観整備事業補助金）

補助対象事業	補助率	限度額	21年度実施予定
重点地域内などにおける修景事業、屋外広告物の撤去等に要する経費	市町村補助額の1/2以内（事業費の1/3以内）	40万円	4市町村

3 景観行政団体移行支援事業

市町村が自ら景観行政を担う主体となり、地域の景観特性に応じたきめ細やかな施策が展開できるよう、市町村に対し必要な情報提供や助言を行う。

県内の景観行政団体 （21.6.1現在、8団体）	（長野県、）長野市、松本市、飯田市、諏訪市、佐久市、千曲市、小布施町、高山村
-----------------------------	--

4 景観育成重点地域等指定事業

信州の景観の骨格や顔となるような地域を景観育成重点地域として指定し、総合的かつきめ細やかな景観育成を図る。

また、地区の特性に応じた景観の育成を特に推進すべき地区を景観育成特定地区として指定し、届出規模を住民の提案により定めることなどで、生活に密着した景観の育成などを図る。

景観育成重点地区（4地区）	浅間山麓、国道147・148号沿道、八ヶ岳山麓、高社山麓・千曲川下流域、
景観育成特定地区（1地区）	伊那市西箕輪景観育成特定地区 (対象者数：1,788人 面積：約2,237ha)

5 景観審議会の運営 （住宅総務費予算額：49万4千円）

景観育成に関する重要事項についての調査審議等を行う。

- ・審議会委員謝金、旅費等

6 街なみ環境整備事業

地区住民の発意と創意を尊重した住宅、地区施設等の整備改善などを行う。

21年度実施予定	地区数：14	予算額（国庫補助金内示額）1億3,604万4千円
----------	--------	--------------------------

7 景観法に基づく事前届出制度の運用

建築物や工作物等の行為について届出義務を課し、景観育成基準に適合させるよう必要に応じ勧告・変更命令等を行う。

- ・20年度届出件数：2,513件

8 景観シミュレーションシステムの運用 （予算額：99万8千円）

コンピュータグラフィックなどの活用により、景観条例に基づく届出指導などに際して視覚的な資料の提供等を行う。

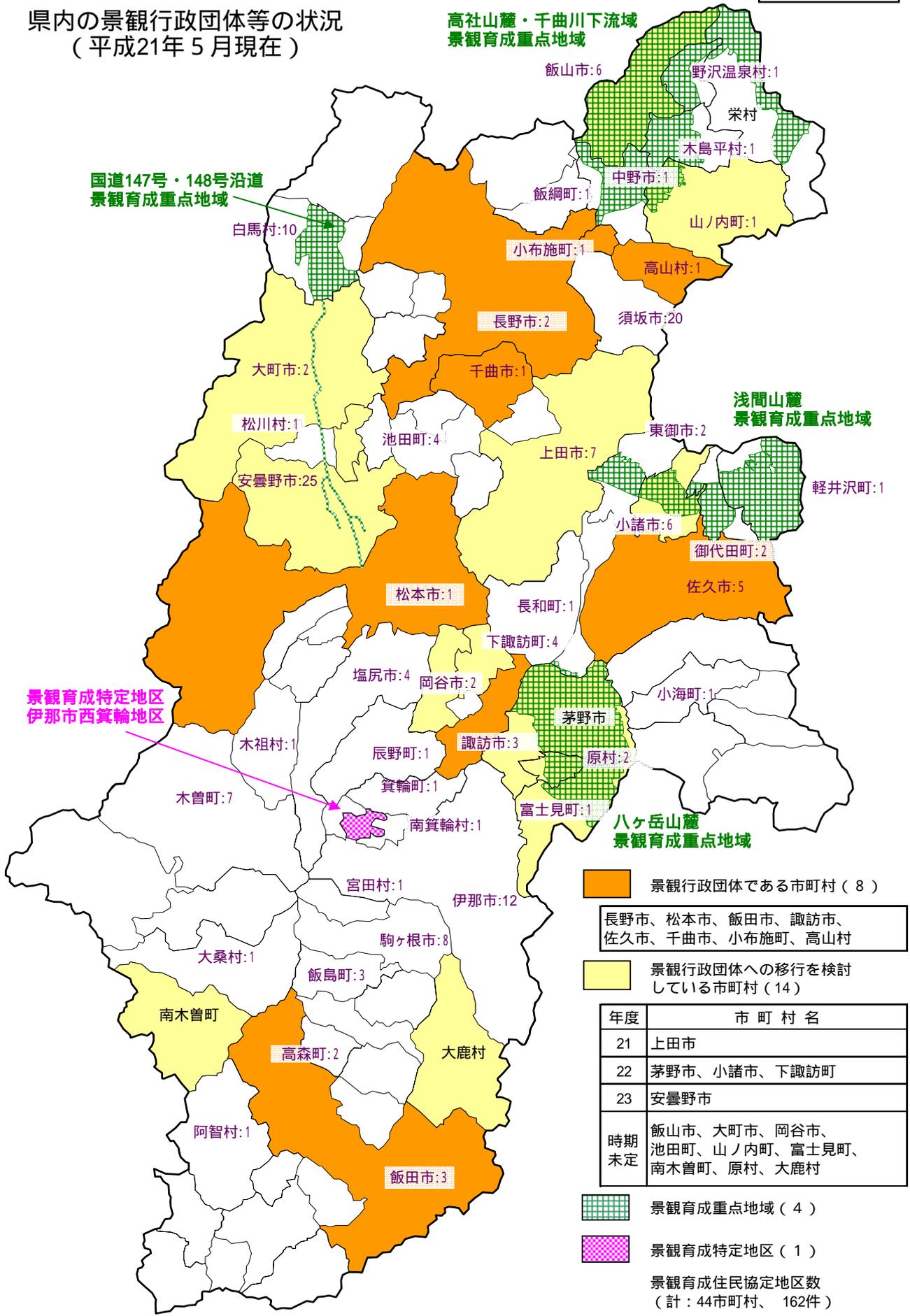
- ・システムリース料等

9 屋外広告物対策推進事業 （予算額：6万9千円）

屋外広告業者を対象とした法定講習会の開催などにより、広く屋外広告に携わる者の意識啓発と技術の向上などを行う。

- ・屋外広告物講習会、屋外広告物関連研修会の開催等

県内の景観行政団体等の状況
(平成21年5月現在)



景観行政団体である市町村 (8)

長野市、松本市、飯田市、諏訪市、佐久市、千曲市、小布施町、高山村

景観行政団体への移行を検討している市町村 (14)

年度	市町村名
21	上田市
22	茅野市、小諸市、下諏訪町
23	安曇野市
時期未定	飯山市、大町市、岡谷市、池田町、山ノ内町、富士見町、南木曾町、原村、大鹿村

景観育成重点地域 (4)

景観育成特定地区 (1)

景観育成住民協定地区数
(計：44市町村、162件)
：10件
：5件
：1件

景観育成住民協定等の概要

1 趣 旨

住民が、地域の景観づくりのために自主的に一定のルールを定め、皆でそれを守り育てるための協定を締結した場合、景観育成住民協定として知事が認定する。

この協定は、平成4年に施行された独自条例である旧長野県景観条例で規定され、平成18年に国の「景観法」を受けて改正施行された、長野県景観条例に県独自制度として引き継がれている。

2 認定要件

項 目	要 件
地 域	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会、商店街等おおむね1ha以上の一団の土地 ・おおむね30以上の建物をその範囲に含む一団の土地 ・沿道等のおおむね100m以上にわたる土地
協定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物等の位置、形態、色彩、意匠、材料 ・敷地の緑化、まち並みの美化等
有効期間	原則として5年以上
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の区域内の住民等のおおむね3分の2以上の合意があること ・市町村長の推薦があること

3 認定件数の推移（平成21年5月現在）

年 度	H5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
認定件数	14	10	14	15	23	16	13	13	5	14	5	5 ⁵ (-3)	5	5	5	2	1
累 計	14	24	38	53	76	92	105	118	123	137	142	144	149	154	159	161	162

旧山口村認定3件

4 市町村別認定件数

地事名(件数)	市町村別住民協定認定件数
佐 久 (15)	小諸市：6、佐久市：5、軽井沢町：1、御代田町：2、小海町：1
上 小 (10)	上田市：7、東御市：2、長和町：1
諏 訪 (12)	岡谷市：2、諏訪市：3、下諏訪町：4、富士見町：1、原村：2
上伊那 (27)	伊那市：12、駒ヶ根市：8、辰野町：1、箕輪町：1、飯島町：3、南箕輪村：1、宮田村：1
下伊那 (6)	飯田市：3、高森町：2、阿智村：1
木 曽 (9)	木曽町：7、木祖村：1、大桑村：1
松 本 (30)	松本市：1、塩尻市：4、安曇野市：25
北安曇 (17)	大町市：2、池田町：4、松川村：1、白馬村：10
長 野 (26)	長野市：2、須坂市：20、千曲市：1、小布施町：1、飯綱町：1、高山村：1
北 信 (10)	中野市：1、飯山市：6、山ノ内町：1、木島平村：1、野沢温泉村：1
計	44市町村 162件

5 平成21年5月までに認定書を交付した協定地区の概要

(1) 穀町区^{こくまち}景観育成住民協定（須坂市、既存集落型）（21年3月認定）

ア 協定者：穀町区景観育成住民協定協議会

イ 協定地区等：大字小山ほか 区域：15.7ha 有効期間：5年以上

ウ 目的：これまで須坂市の中心地として栄え、豪商の館田中本家を始めとする歴史的建造物を多く残すこの地区を守り、次代に引き継ぐことを目的とする。

エ 主な協定事項

項目	基準
建築物	デザイン、色彩等は周辺の景観及び環境に十分配慮するほか、屋根は原則として勾配屋根とする。 など
屋外 広告物	色、大きさ等は周辺環境及び景観に配慮する。
自動 販売機	青少年に有害な図書やビデオ等の販売機は設置しない。
その他	屋外物品集積場は、障壁等の設置により景観及び環境に十分配慮する。



(2) 太子町^{たいしまち}景観育成住民協定（須坂市、既存集落型）（21年3月認定）

ア 協定者：太子町景観育成推進委員会

イ 協定地区等：大字須坂ほか 区域：12.9 ha 有効期間：5年以上

ウ 目的：江戸時代に建立された太子堂を中心に形成されたまちなみに愛着と誇りを持つとともに、居住環境を維持発展させ、後世に引き継ぐことを目的とする。

エ 主な協定事項

項目	基準
建築物	デザイン、色彩等は周辺の景観及び環境に十分配慮するほか、公道に面する側にはオープンスペースを確保し、植栽に努める。
その他	道路・河川・水路および公共施設の美観確保のため清掃に努める。



(3) 松原湖高原^{まつばらこ}景観育成住民協定（南佐久郡小海町、沿道・田園型）（21年4月認定）

ア 協定者：松原湖高原景観育成協議会

イ 協定地区等：大字豊里 区域：約 1.3km 有効期間：5年

ウ 目的：八ヶ岳を望む自然豊かな「松原湖高原」の景観を守り、環境との調和に配慮した魅力あふれる地域づくりの推進を目的とする。

エ 主な協定事項

項目	基準
建築物	八ヶ岳の眺望を妨げないものとし、屋根形状は原則勾配屋根とする。
屋外 広告物	県道松原湖高原線から八ヶ岳が望める側は、禁止地域とし、その他の区域には一定の基準を定める。

